市の奨学金制度の紹介 奨学金支給制度を活用しませんか

伊賀市奨学金

市内の高校生などに、修学の支援を通じて、教育 機会の均等を図り、社会に貢献する人材の育成を目 的として奨学金を支給します。

【対象】※①~③のすべてに該当する人

- ①修学のため住所異動した場合を除き、本人・保護 者とも市内に住所がある人
- ②高等学校・専門学校・大学などに在学する人
- ③申請者と生計を同一とする世帯員の中に平成23 年度の住民税所得割額を納付すべき世帯員のいな い人

【支給額】

- ○高等学校・高等専修学校など 6,000円/月
- ○大学・短期大学・専門学校など(国公立) 6,000円/月
- ○大学・短期大学・専門学校など(私立) 7,000円/月

【必要書類】

- ①奨学金支給申請書
- ②高等学校または大学などの在学証明書
- ③住民票(世帯員全員が記載されているもの)
- ④世帯の中で所得のある人全員の課税証明書または 住民税納税通知書の写し(平成 23 年度分)また は奨学金支給申請に係る課税台帳閲覧の同意書

【申込期間】 6月15日(水)~30日(木)

【申込先・問い合わせ】

教育総務課

☎ 22-9675 FAX 22-9691

公民館(いがまち・阿山・大山田・青山)

伊賀市ササユリ奨学金

篤志者の寄付金により設置された奨学金で、自己 実現に向けた向学心が旺盛で修学のための経済的支 援を要する優秀な学生に対して、社会に貢献する人 材育成を目的として奨学金を支給します。

【対 **象**】 ※①~④のすべてに該当する人

- ①修学のため住所異動した場合を除き、本人が市内 に住所がある人
- ②大学および短期大学の第1学年または高等専門学 校の第4学年に在学する人
- ③市内の中学校または高等学校を卒業した人
- ④世帯全体の年間所得が 780 万円以下の人

【支給額】 240,000 円/年

【必要書類】

- ①ササユリ奨学金支給申請書
- ②世帯員全員が記載されている住民票または外国人 登録書の写しまたは外国人登録済記載事項証明書
- ③大学などの在学証明書
- ④世帯の中で所得のある人全員の課税証明書または 住民税納税通知書の写し(平成23年度分)
- ⑤卒業した高等学校の成績証明書または高等学校卒 業程度認定試験の合格証明書(高等専門学校生は、 前期3年間の成績証明書)
- 6履歴書

【申込期間】 6月15日(水)~30日(木)

【募集人数】 2人

【選考方法】 支給審査委員会により決定

【申込先・問い合わせ】

教育総務課 ☎ 22-9675 FM 22-9691 公民館(いがまち・阿山・大山田・青山)

L伊賀市農業委員会委員選挙

農地の利用の調整や農業経営のことなど、農政につ いて重要な役割を担う農業委員を選ぶ「伊賀市農業委 員会委員選挙」を行います。

【投票日】 7月10日(日)

【任期】 3年

【立候補受付日時】7月3日(日) 午前8時30分~午後5時 【**立候補資格**】 満 20 歳以上で、農地 10 a以上の耕作 者またはその同居の親族・配偶者で年間おおむね60 日以上農業に従事している人

【立候補届出書類設置場所】

選挙管理委員会事務局・各支所振興課・各地区市民 センター

【問い合わせ】

選挙管理委員会事務局 ☎ 22-9601 FM 24-2440

■事前説明会の日時・場所 立候補の受付場所

選挙区名		立候補		
选手 位	日	時	場所	受付場所
小田・久米・長田・花之木・島ヶ原				
新居・諏訪・三田・府中		午後7時30分	 本庁北庁舎1階	本庁北庁舎1階
上野町部・中瀬・友生・ゆめが丘	6月13日(月)		本月 紀月 音 1階 第 11 会議室	第 11 会議室
依那古・神戸・比自岐			弗 公퍲至	另 I I 云
猪田・花垣・古山				
柘植・西柘植・壬生野	6月14日(火)	午後7時30分	いがまち公民館	伊賀支所
河合・鞆田・玉瀧・丸柱	6月15日(水)	午後7時30分	阿山支所	阿山支所
山田・布引・阿波	6月16日(木)	午後7時30分	大山田農村環境改善センター	大山田支所
阿保・上津・種生・矢持	6月17日金	午後7時30分	青山支所	青山支所

平成 22 年度情報公開などの条例運用状況

■情報公開制度とは?

市民の皆さんの知る権利を尊重し、行政情報を公 開することで、皆さんの市政参画を進め、市政に対 する理解と信頼をさらに深めていただくための制度 です。

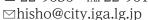
▼情報公開請求の状況

【請求先・問い合わせ】

T 518-8501

伊賀市上野丸之内 116 番地 伊賀市企画総務部秘書広報課

☎ 22-9636 FAX 22-9617





	請求件数	決定等の内容							不服
実施機関	(申出件数)	公開	部分公開	非公開	不存在	存否 応答拒否	取り下げ	公開延長 決定	申し立て
市長	622	301	238	4	75	1	2	1	1
議会	12	7	4		1				
教育委員会	31	17	3		10		1		
選挙管理委員会	19	18			1				
公平委員会	0								
監査委員	2	1			1				
農業委員会	1				1				
固定資産評価 審査委員会	0								
公営企業管理者	175	42	128	1	4				
消防長	11	5	3		3				
計	873	391	376	5	96	1	3	1	1

▼個人情報開示請求の状況

	請求件数	決定等の内容						不服
実施機関	(申出件数)	開示	部分開示	非開示	不存在	存否 応答拒否	取り下げ	
市長	22	10	1	1	8		2	1

[※]平成22年度の個人情報開示は市長に対する請求のみでした。

水道週間スローガン あふれるぼくらの 「蛇口から

6月1日~7日は水道週間です。

水道は生活になくてはならないものです。水道をは じめ電気やガスなどは、ライフラインと呼ばれ、市民 の生活を24時間休むことなく支えています。水道の 大切さについて考えてみましょう。

■水道工事の申込方法

新しく水道を引く場合や家庭内の水道工事をする場 合は、「伊賀市水道部指定給水装置工事事業者」へお申 し込みください。「伊賀市水道部指定給水装置工事事業 者」は、市ホームページでご確認いただくか、水道部 施設課へお問い合わせください。

■水漏れしているとき

水を使っていないのに水道メーターが回っていたら、 宅地内のどこかで漏水している可能性があります。漏 水は大切な水を無駄にするばかりでなく、家庭での水 道料金負担を大きくすることになります。宅地内の水 道管から水漏れしていたら、まず、メーターボックス 内にある止水栓(元栓)を閉めてください。修理のご 相談は、「伊賀市水道部指定給水装置工事事業者」へお

夢・未来

問い合わせください。

※道路や水道本管からメーターボックスまでの間で水漏 れしているのを見つけたら、水道部施設課へご連絡く ださい。

■水道メーター更新のお知らせ

計量法に基づき設置後8年を経過した水道量水器 (メーター)の取り替えを順次進めています。「伊賀市 水道部指定給水装置工事事業者」が訪問し、メーター 交換を行います。メーターを更新する地区や時期は後 日該当する家庭にはがきでご連絡します。

【問い合わせ】

入札・事業計画などは

水道総務課 ☎ 24-0001 FAX 24-0006

水道工事などは

施設課 ☎ 24-0002 FAX 24-0006

水道施設の維持管理などは

施設課 **2** 24-3980 FAX 24-0006

検針・開閉栓・料金などは

☎ 24-0003 FAX 24-0007 業務課